

清水赤十字病院奨学金

■募集概要（大学4卒）

- 募集人員 [複数名](#)
- 奨学金 [月額85,000円（年額1,020,000円）](#)
 - [※成績優秀者は、上限100,000円まで貸与可能](#)
 - [※4年間勤務した場合は全額返還免除](#)
- 募集方法 [履歴書の提出](#)
- 選考方法 [面接](#)
- 提出先 [清水赤十字病院総務企画課連絡後、看護大学 学務課へ](#)
- 勤務体制 二交代制
- 昇給 年1回
- 賞与 年2回
- 給与 日本赤十字社職員給与要綱の定めによる
- 休暇等 4週8休・年次有給休暇及び特別休暇については職員就業規則の定めによる
- 住居 町内アパート ※住居手当（上限）28,500円
- 連絡先 [総務企画課（小西）、0156-62-2513](#)

■募集概要（専門3卒）

- 募集人員 [複数名](#)
- 奨学金 [月額50,000円（年額600,000円）](#)
[※3年間勤務した場合は全額返還免除](#)
- 募集方法 [履歴書の提出](#)
- 選考方法 [面接](#)
- 提出先 [清水赤十字病院総務企画課へ](#)
- 勤務体制 二交代制
- 昇給 年1回
- 賞与 年2回
- 給与 日本赤十字社職員給与要綱の定めによる
- 休暇等 4週8休・年次有給休暇及び特別休暇については職員就業規則の定めによる
- 住居 町内アパート ※住居手当（上限）28,500円
- 連絡先 [総務企画課（小西）、0156-62-2513](#)

■日本赤十字社北海道支部管内奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社北海道支部管内の各赤十字病院長が、日本赤十字北海道看護大学(以下「看護大学」という。)において、看護師及び保健師並びに助産師(以下「看護師等」という。)の資格取得を目指す学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、支援することを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 本奨学金は、看護大学に入学した学生の内、奨学金の貸与を希望し、かつ卒業後、日本赤十字社北海道支部管内の赤十字病院に就業する意思がある者を貸与対象とする。

(奨学金の貸与額等)

第3条 奨学金の貸与額は、年額60万円(月額5万円)以上として120万円(月額10万円)を上限とする。なお、奨学金は無利子とする。

(奨学金貸与申請及び決定)

第4条 奨学金の貸与を希望するもの(以下「申請者」という。)は、貸与申請書(別紙第1号)1部、返済計画書(別紙様式2)1部を貸与希望病院長に提出するものとする。なお、貸与申請に際しては、独立の生計を営む身元確実な者で、本人の親権者、父母またはこれに代わる連帯保証人1名を立てることとする。

2 前記の規定による申請があったときは、各病院長は奨学金貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(奨学金貸与期間)

第5条 奨学金の貸与期間は、正規の修学期間とする。ただし、休学、留年等がある場合、休学、留年等をした日の属する月の翌月分から復学した日の属する前月分まで奨学金の貸与を停止するものとする。

(奨学金貸与の打切り)

第6条 奨学金の貸与を受けた者(以下「奨学生」という。)が、次の各号の一に該当するときは、貸与した病院長は貸与を打切るものとし、奨学生は既に貸与を受けた奨学金を、全額返済しなければならない。この場合は、返済計画書にかかわらず具体的な返済の時期及び方法を貸与した病院長と奨学生が協議して定めるものとする。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、又は修学成績等が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

(奨学金の返済)

第7条 奨学生は、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。なお、返済期間は原則貸与期間以内とし返済額は貸与総額を返済月数で除した月割均等とするが、事情に応じて貸与した病院長と協議出来るものとする。但し、貸与した病院長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延長することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから速やかに、貸与した病院長と奨学生が相互確認するものとする。

(返済の免除)

第8条 奨学生在卒業後、別に定める細則に該当した場合は、貸与した病院長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(大学院進学者への取り扱い)

第9条 奨学生在卒業後、看護大学大学院へ進学を希望する場合は、別に定める細則により取り扱う。

(その他)

第10条 この規程に定めのない事項については、必要に応じ、貸与した病院長と奨学生在が協議することができるものとする。

■日本赤十字社北海道支部管内奨学金貸与規程細則

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第1条 規程第8条に定める卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに看護師等の資格を取得し、貸与を受けた病院に一定期間以上就業した場合に適用する」とし、その要件と免除額は次の通りとする。

(1) 貸与期間以上就業した場合は、貸与総額の全額

(2) 貸与期間の1/2以上、貸与期間未満就業した場合は、貸与総額を就業期間(月数)で乗じた値を貸与総期間(月数)で除して得た額

免除額 = 貸与総額 × 就業期間(月数) / 貸与総期間(月数)

2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、奨学金返済免除申請書(別紙様式3)1部を提出すること。貸与した病院長は、同申請書を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。

3 上記の定めにかかわらず、免除期間の間に休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められかつ継続勤務の意思がある場合には、貸与した病院長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。

(大学院進学者への取り扱い)

第2条 規程第9条に定める大学院進学者への取り扱いは次の通りとする。

(1) 奨学生が大学院へ進学を希望する場合は、大学院入学試験前までに、貸与病院長と就業の延期及び返済免除等について、あらかじめ協議しなければならない。なお、貸与した病院長が進学を了承しなかった場合は、貸与額の返済方法について協議する。

(2) 奨学生が大学院へ進学後も奨学金貸与を希望し、貸与病院長がそれを了承した場合、修学期間に限り貸与を受けることができる。なお、必要書類については、規程第4条に準ずるものとする。

(3) 奨学生は、大学院卒業後、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。

(4) 奨学金の返済免除の要件と免除額については、前条に準ずるものとする。

2 奨学生以外の者が、大学院進学に際し、奨学金貸与を希望する場合には、あらかじめ関係病院長と協議の上、本規程の各条を準用し貸与申請書を提出するものとする。

■奨学金を希望される学生へのお願い！！！！

①学務課へ履歴書を提出すると同時に清水赤十字病院総務企画課宛、電話若しくはメール連絡をお願いします。

【TEL】 0156-62-2513 【mail】 rcssoumu@shimizu.jrc.or.jp 【担当者】 総務企画課 主事 小西絢香

②1年次の奨学金貸与額は、月額85,000円（年間1,020,000円） or 月額50,000円（年間600,000円）となります。

2年次以降は、成績証明書を準備いただき総務企画課へ提出願います。当院幹部にて成績証明書を確認後、新たな貸与月額を決定します。※1年次の月額奨学金額を下回ることはございません。

③新たな学生生活に向け、住居や学費等、費用が発生していることと思います。

早期の奨学金支給を希望される学生は、①の連絡とともに早期奨学金支給を申出願います。

④休学等により長期間、通学しない場合は事案が生じたと同時に①へ連絡願います。

また、住所や連絡先（携帯番号等）の変更があった場合も同様とします。

⑤就業義務年限である4年間、退学等の事案が生じた場合、奨学金貸与の総額を一括返還していただきますのでご留意ください。また、卒業後、看護師国家試験に不合格となった場合も同様とします。

皆様の入職を職員一同
心よりお待ちしております！

